

令和5年10月3日
京都市文化市民局
〔市民スポーツ振興室〕
075-222-3135

本市スポーツ施設の利用時間の延長等について（試行実施）

京都市所管のスポーツ施設について、更なる利用者サービスの向上を図るため、一部の施設において利用時間の延長等を試行的に実施しますので、お知らせします。

記

1 試行実施の内容について

現在、夜間照明設備のないスポーツ施設の利用時間については、日没時間に応じて月ごとに定めており、日照時間が短くなる秋から冬にかけては短くなっています。この度、利用者からの要望を踏まえ、以下のとおり当該期間等における利用時間の延長を試行的に実施します。

なお、延長時間帯の利用については、利用者の持ち込み又は施設での貸し出しによる照明器具を使用することを条件とします。

（1）対象施設

- ①勧修寺公園野球場兼運動場【山科区勧修寺東金ヶ崎】
- ②アイアイ伏見桃山スタジアム（伏見桃山城運動公園野球場）【伏見区桃山町大蔵】

（2）試行実施期間及び利用可能時間

令和5年11月1日（水）利用分から当面の間（12月29日～1月3日を除く）

利用月	現行の利用時間	試行実施期間中の (延長) 利用時間
4月～5月	18時まで	19時まで
6月～8月	19時まで	
9月	18時まで	
10月～11月	17時まで	
12月～1月	16時まで	
2月～3月	17時まで	

(3) 延長時間帯の利用料金等

ア 施設利用料（1面1時間 スポーツ利用）

(単位：円)

施設名		平日	土日休
①	勧修寺公園野球場兼運動場	2,080	3,400
②	アイアイ伏見桃山スタジアム (伏見桃山城運動公園野球場)	2,610	4,310

※ 利用料金については、子どものみで行う練習試合及び練習（子ども以外が監督及びコーチとして参加するものを含む）等で利用される場合は減免される場合があります。施設管理者へご確認下さい。

イ 照明利用にかかる費用（1時間）

(単位：円)

内容	金額
照明器具持ち込み時費用	1,000
照明器具貸し出し時費用	2,000

※ 貸し出し可能な照明器具については、台数に制限があります。

(4) 利用条件

- ア 雨天時及び前日の雨等によるグラウンド不良時は利用できません（雨天不使用となり、利用料金は発生しません。）。
- イ 利用者が持ち込む照明等は、事前に指定管理者の確認が必要になります。安全性が確認できない場合は、御利用いただけない場合があります。
- ウ 照明等のセッティングについては、指定管理者の指示に従ってください。
- エ 持ち込んだ照明等は、利用後に必ず持ち帰ってください。放置された場合、処分させていただくことがあります。

(5) 禁止事項

次の項目に該当する場合、利用をお断りします。また、無断で各項目に該当する利用をされた場合、当日であっても利用内容の変更や中止を求めるとともに、以降の利用をお断りする場合があります。

- ア 京都市都市公園条例第5条（下記参照）において禁止している行為。
- イ 公序良俗に反するもの。
- ウ 暴力団員等の関わるもの。
- エ 音やにおい等、他の利用者や近隣等に迷惑のかかるもの。
- オ 宗教の布教活動、特定の政党や政治団体の支持等を目的とした集会、勧誘行為など。
- カ 施設の利用及び管理に支障があるもの。
- キ その他、京都市及び指定管理者が適当と認めないもの。

2 利用申込方法等について

利用予約は次のとおり受け付けますので、利用日が属する月の前の月の13日から利用予約が可能となります。7日前までに各施設に直接申し込んでください。（延長時間帯のみの利用も可能です。）

例：11月30日が利用希望日の場合、10月13日から11月23日まで予約可

なお、現行の利用時間帯から引き続いて利用する場合は、現行の利用時間帯の利用予約が別途必要となりますので、予約システムについて申し込みください。

また延長時間帯の利用キャンセルについては、現行の利用時間帯の扱いと同様とします。

施設名		受付場所	受付時間	電話番号
①	勧修寺公園野球場兼運動場	山科地域体育館	9時～20時	075-595-9705 (山科地域体育館)
②	アイアイ伏見桃山スタジアム (伏見桃山城運動公園野球場)	伏見桃山城運動 公園野球場	9時～20時	075-602-0605

(参考)

例：11月〇日 15時～19時利用の場合

利用時間	予約方法
15時～17時（現行利用時間）	予約システム
17時～19時（延長利用時間）	電話、受付場所

【京都市都市公園条例（抄）】

（行為の禁止）

第5条 何人も、公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条

第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第3項若しくは第7条第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質又は物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。

- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。